

障発0325第2号
令和4年3月25日
改正 障発0119第2号
令和6年1月19日

各 関係法人の長 殿

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
(公 印 省 略)

意思疎通支援従事者確保等事業の実施について

標記について、意思疎通支援従事者の確保、障害者等の ICT 機器の利用を支援することを目的として、今般、別紙のとおり「意思疎通支援従事者確保等事業実施要綱」を定め、令和4年4月1日から適用することとしましたので通知いたします。

(別紙)

意思疎通支援従事者確保等事業実施要綱

1 目的

意思疎通を図ることに支障がある障害者及び障害児に、手話通訳等の方法により意思疎通を支援する者（「地域生活支援事業等の実施について」（平成18年8月1日付け障発0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。以下「地域生活支援事業実施要綱」という。）における「意思疎通支援事業実施要領」又は「専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業実施要領」に基づき、都道府県、指定都市、中核市又は市区町村等が実施する事業（以下「意思疎通支援事業等」という。）において、意思疎通を図ることに支障がある障害者及び障害児とその他の者を支援する者のことをいう。以下「意思疎通支援従事者」という。）の高齢化の影響等による人材不足の状況や、近年のデジタル技術の進展に伴いICT機器の利活用が進められる中で、専門的な技能を有する若年層の人材確保や障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）のICT機器の利用支援を図ることが急務となっている。

本事業は、これらの喫緊の課題に対応した民間団体の創意工夫を凝らした取組を通じ、意思疎通支援従事者の確保及び障害者等のICT機器の利用を支援することを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、意思疎通支援従事者確保等事業公募要領により採択された団体（以下「実施団体」という。）とする。

3 対象事業

以下の（1）または（2）に掲げる事業について、競争的環境の下で公募し、応募のあった事業であって、評価委員会における評価の結果、採択することが適当と認められたもののうち、予算の範囲内で補助金の交付が必要と決定した事業。

（1）意思疎通支援従事者の確保事業

ア 意思疎通支援の分野にかかる情報収集・発信等

意思疎通支援従事者が活躍する現場や意思疎通支援従事者を活用して障害者等への支援を行う事業者、障害者等の意思疎通支援に関して先駆的に取り組んでいる企業・団体等に関する情報の収集を行い、対外的に発信する。

イ 意思疎通支援従事者への関心を高める広報・啓発等

主として若年層に対して意思疎通支援従事者への関心を高め、意思疎通支援事業等の分野への参入促進や意識変容を図るために工夫を凝らした広報・啓発活動を展開する。

なお、広報等の実施にあたっては、SNS や WEB 広告等をはじめとする様々な宣伝媒体を活用し、若年層に訴求するよう工夫すること。

ウ 意思疎通支援従事者の確保に向けた課題分析・広報等による効果の分析・評価

本事業の実施を通じて得られた成果を元に、意思疎通支援従事者の確保に関する課題分析を行うとともに、広報等の実施によって、意思疎通支援事業等の分野への参入促進や意識変容にどのような効果をもたらしたかを分析・評価する。

なお、上記の分析により、把握した課題等に対する対応策を提案し、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室（以下「当室」という。）と調整・協議の上、本事業の取組に反映させるなど、効果的な事業実施に努めること。

(2) 障害者等の ICT 機器利用支援事業

ICT サポートセンター（地域生活支援事業実施要綱における「障害者 ICT サポート総合推進事業実施要領」の 3（1）で掲げている事業内容を行う総合的なサービス拠点）の活動を支援する「ICT サポートセンター連携事務局」を設置し、次の事業を行う。

ア ICT 利用支援会議の実施

ICT サポートセンター間の情報共有、意見交換を行うための会議（以下「ICT 利用支援会議」という。）を、当室と協議の上、企画・運営する。

ICT 利用支援会議は、

- ・ ICT サポートセンターに必要となる知識・ノウハウや、関係機関との連携体制の構築に向けた工夫等の共有
- ・ 全国の先進事例の紹介や、対応困難事例の対応方法についての意見交換等を行う。

なお、ICT 利用支援会議の運営にあたっては、地域のブロック単位で開催するなど、実施方法についても工夫すること。

イ ICT サポートセンターに対する支援

ICT サポートセンターが抱える課題等に対する支援として、各 ICT サポートセンターから集約された事例等を踏まえ、自治体や障害者団体、関係機関、専門家、他の ICT サポートセンター等との連携を図るために必要な協力や助言等を行う。

ウ ICT 機器に関する情報収集・発信

ICT サポートセンター等を通じて、障害者等の利便に供する ICT 機器（専用機器だけでなく、汎用機器も含む）の情報収集に努め、ICT サポートセンターに情報発信を行う。

また、障害者等が ICT 機器を活用して社会参加している事例や ICT 機器の活用の障壁となっている事例の情報収集や情報発信も行うこと。

エ ICT サポートセンター未設置自治体への支援

ICT サポートセンターを設置していない自治体における障害者等の ICT 機器利用支援体制を把握するとともに、必要に応じて、当室と協議の上、当該自治体に対してセンター設置に向けた支援を行う。

オ マニュアル等の作成・発信

上記アからエまでの取組により、収集した効果的な支援を実施している事例等を元に、例えば

- ・ 障害種別や障害特性等に応じた ICT 利活用支援の流れ
- ・ 障害者等の ICT 利活用の指導方法

等、各地域において、効果的な支援を実施する際に活用できるよう整理し、マニュアル等として発信する。

なお、マニュアル等については必要に応じて、適時、見直しを行うこと。

カ その他必要な取組

上記アからオまでの取組のほか、障害者等の ICT 機器利用支援に資する観点から必要な取組をすることができる。

4 実施上の留意点

- (1) 実施団体は、業務上知り得た事業者及び個人に関する秘密を厳守すること。また、広報媒体作成のための取材、調査にあたっては、情報の正確性や個人のプライバシーに十分配慮した上で行うこと。
- (2) 実施団体は、事業実施に当たり、当室に対して定期的な連絡及び協議を行い、当室と調整した上で事業を遂行すること。

(3) 職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）に基づく職業紹介事業については、本事業の対象としない。

5 国の補助

国は、本事業に要する経費について、別に定める交付要綱に基づき、予算の範囲内で補助するものとする。